

平成 30 年度 矢向地区センター事業計画書

1 NPO 法人鶴見区民地域活動協会の事業方針

鶴見区民地域活動協会は、鶴見区自治連合会が設立した NPO 法人です。「地域の方々による地域活動の支援」「地域の特性に合った事業」「地域と連携した事業」等の地域に密着した活動を推進しています。これまでの事業をさらに発展させ、地域と一体となった活動を進めていきます。

①地域密着型の施設運営

- ・地域からの職員採用や運営協議会委員の選任により、地域密着型の施設運営を行っていきます。
- ・地域で活動している人材や特技を持つ協会職員を活用した事業展開を推進するため、人材バンクを構築していきます。また、地域活動への職員自らの参加を推奨し、地域との一体感を高めていきます。

②地域のネットワーク力を活かした事業展開と交流促進

- ・自治会・町内会、区老人クラブ、婦人部会など地域を支える団体との連携を強化し、魅力ある事業展開を行っていきます。
- ・ケアプラザ、障害者施設などの近隣施設や小・中学校とも協力することで、幅広い要望に応えることのできる運営を行っていきます。

③各地区センターに担当理事（連合自治会長）及び地域コーディネーターを配置

- ・地区センターが位置するエリアの連合自治会長を担当理事として配置し、自治会・町内会との連携を強化します。
- ・各地区センターに地域コーディネーターを配置し、自治会・町内会、近隣施設、関係団体との連絡・調整を図り、施設運営の充実を進め、地域活動の活性化を支援します。

④エリア別運営管理を目指した組織づくり

- ・5つの地区センター（矢向、末吉、寺尾・鶴寿荘、生麦、潮田）を基幹館とするエリアを設定し、近隣のコミュニティハウス、こどもログハウスと連携した事業を展開していきます。
- ・エリア内やエリア間の交流を活発化させることで情報の共有化、自主事業の共同企画化を図り、施設運営の水準を高めた事業展開を実施していきます。

⑤魅力ある自主事業の推進

- ・幼児から高齢者までが参加できる自主事業を実施するために、各施設で実施している事業を総括管理し、事業の種類や経費など施設間で一定水準を維持できる体制を確保していきます。
- ・自主事業の魅力を広めるために、自治会・町内会館などを利用した出前講座を実施していきます。
- ・人気の高い事業は、複数の施設で実施できるように情報共有化を進めていきます。

⑥新刊書・絵本の積極的購入による魅力ある図書貸出し事業の推進

- ・「地域の貸本屋」をモットーに評判の新刊書を多数取りそろえると共に、子育て世代に魅力を感じてもらえる絵本を充実していきます。

⑦利用者や地域の声の聴取と施設運営への反映

- ・運営協議会、利用者会議、ご意見箱、施設や街頭でのアンケート等の多様な広聴手段に加え、日常の



地区センター圏域図（1km）

利用者とのやり取り、自治会・町内会や地域団体との情報交換から得た情報にきめ細かく対応し、利用者目線に立った間の運営を進めていきます。

2 矢向地区センター管理運営の基本方針

矢向地区センターは、矢向地区の住民が自主的に活動し相互交流を深める場として利用する施設であり、鶴見区の区政運営方針である「安心」「ぬくもり」「活力」のあるまちづくり対策の実践の場として活用する施設です。

JRや国道で分断され、川崎市に隣接した新住民の流入の多い地域であり、コミュニティの醸成、地域連帯の意識形成を図る活動拠点として重要な施設です。また、地域活動、多文化共生、福祉活動の拠点として地域の方に愛され、親しまれる施設であるという認識のもと管理運営を行っていきます。

3 運営体制

①人員体制

館長、副館長、主任 3 名、スタッフは交代制で 14 名の計 19 名で施設運営を行います。

常勤職員 1 名以上とスタッフ 2 名が常時勤務する体制をとります。

②個人情報保護及び研修体制

「個人情報の保護に関する法律」及び「横浜市個人情報の保護に関する条例」を遵守するよう職員研修を実施します。個人情報の収集は必要最小限とし、適切な管理、目的外利用の禁止など指導を徹底していきます。また、職員のスキルアップのために、本協会主催の研修を始め外部研修に積極的に参加していきます。

③緊急時の体制と対応計画

ア 鶴見区と締結した災害時の施設利用についての協定に基づき対応します。

イ 緊急時には緊急時連絡網に基づき近隣在住職員がすみやかに集合できる体制を確立しています。

ウ 矢向地域ケアプラザと合同で防災訓練、AED使用訓練を実施します。

エ 自動販売機は防災ベンダー対応機を設置するとともに、防災備蓄庫を設置します。

オ 地元防災拠点の運営委員（地元町会長、学校長）が本施設の運営協議会委員であるので、非常時には臨機に対応が可能な体制を確保しています。

カ 危機管理マニュアルに即し職員指導を行います。

キ 不審者対策として防犯システムの設置、町内会の防犯パトロール、小・中学校との情報交換・連絡を密にすることで対応していきます。

4 施設の運営計画

①運営内容

地域自治会・協力団体・地域住民が自主的に活動し、相互の交流を深める場としての施設利用の促進に努めます。

ア 矢向地区の自治活動の利用促進

・地域コーディネーターによる調整や利用促進を図ります。

・鶴見・あいねっとの集い、老人昼食会、高齢者スポーツ交流事業などを支援していきます。

イ 矢向地域ケアプラザとの連携

・秋まつり、防災訓練などを合同実施します。

②利用促進策

30年度利用者数14万人を目標に利用者の確保を図ります。

ア 施設利用促進策

- ・自主事業後のサークル化促進などで新規利用団体の誘致を図ります。
- ・自主事業数を延べ50講座以上確保し参加者を増やしていきます。
- ・サークル支援事業でサークルを活発化させ利用者を増やします。
- ・様々な媒体による広報活動を広げることで利用者を増やします。

イ 図書利用促進策

新刊書や絵本を充実させることで貸出し冊数を1,000冊増加させていきます。

③利用者ニーズの把握と取組み

ア 利用者ニーズの把握

- ・利用者との交流、利用者アンケートなどを通じて利用者ニーズを把握します。
- ・利用者会議を開催し意見や要望を把握していきます。
- ・運営協議会で意見や助言をいただき施設運営に反映していきます。
- ・自治会・町内会をはじめとする地域団体と密接に意見交換を行い、地域ニーズを把握します。

イ 利用者サービスの向上

- ・インターネット予約の導入を図り、団体利用申込方法の負担軽減を実施します。
- ・自治会、老人会、婦人部会などの地域団体が利用しやすい環境を整備します。
- ・参加費を低く抑えた自主事業の開催を増やしていきます。

④ 横浜市重要施策に対する取組み

ア 図書活動推進事業

新刊書、絵本を積極的に購入し魅力ある図書事業を推進していきます。

イ シニアが活躍するまち(健康づくり・介護予防)

健康体操、活動発表会、スポーツ交流会などを実施します。

ウ 子育て支援の場や機会の充実

子育て中の親子が気軽に利用できる居場所づくりを進めます。

子育て相談、読み聞かせ、リトミックなどを実施します。

エ 子ども・青少年の健全育成に向けた地域連携の推進

子どもが楽しく遊べる場の提供や子供向け事業の充実を進めます。

オ 参加と協働による地域自治の支援

地域活動の拠点としてケアプラザ、コミュニティハウスと連携し、地域の課題・情報の共有化を図ることで地域活動団体を支援していきます。

カ 文化芸術活動の支援

秋祭りや地域の音楽団体を支援する事業を実施します。

キ 災害に強い人づくり・地域づくり

地域住民の防災意識を高めるため、防災展へのバスツアー見学を実施します。

5 自主事業計画

①自主事業の充実に向けた対策

- ・人気の高い講座は継続すると共に、地域の特性を考慮した新企画の講座を増やしていきます。

- ・近隣のコミュニティハウスや、地区センターと連携した自主事業を実施していきます。
- ・施設共通の課題や人気の高い講座などは、本協会企画の自主事業として実施していきます。

②自主事業の基本的な分類

ア 子育て支援・高齢者交流事業

子育て支援団体、区老人クラブ、矢向地域ケアプラザ、区福祉保健センター等と連携し、親子、高齢者が楽しく参加・交流できる事業を提供します。

イ 矢向エリア協働事業

矢向地区センター、新鶴見及び市場小学校コミュニティハウスと連携し、矢向エリアを対象とした共通講座や出前講座を実施します。

ウ サークル支援事業

登録団体がサークルの活性化を図れるような講座を企画していきます。

エ 外部依頼事業

専門的技術を要する講座は外部講師に依頼し、幅広いニーズに対応できる講座を企画します。

オ 他団体共催事業

自治会町内会や小中学校、地縁団体と共同で地域住民が交流できる事業を実施します。

6 施設の維持管理計画

安全・快適な環境維持及び長寿命化の観点から施設の維持管理に努めます。

ア 建築物保守・設備機器・環境衛生管理

- ・専門業者に委託し法令に基づく定期点検、年次点検を実施します。
- ・職員が「点検表」に基づき日常点検を実施し早期発見・早期対応に努めます。

イ 清掃業務

- ・専門業者に委託し、日常清掃、定期清掃を実施します。
- ・職員が開館前、閉館前に日常清掃を、開館時間内は汚れた時に随時清掃を行います。

ウ 保安警備

- ・開館時間内は職員が巡回警備を行います。
- ・防犯カメラによる監視や警備会社に夜間、休日の警備を委託します。

エ 廃棄物処理

- ・利用者にごみの持ち帰りをお願いすることで、施設から発生する廃棄物を減らしていきます。
- ・横浜市ごみゼロルート回収にて廃棄物を処理します。

オ 修繕

- ・修繕費を平準化するために、修繕計画を作成し修繕を実施します。
- ・突発的に発生する修繕は、地域業者に依頼することで迅速に対応します。

カ 外構、植栽管理

- ・専門業者に委託し、外構清掃、害虫駆除、樹木剪定を実施します。
- ・雑草除去は、日常清掃業者または職員が実施します。